

平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程

平成26年2月25日

規程25第60号

(通則)

第1条 平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る助成金（以下「補助金」という。）の交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（20140217財中第4号）、地域需要創造型等起業・創業促進事業実施要領の一部を改正する要領（20140217財中第5号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、実施要領第4に基づき、中小企業庁長官が定める事業者（以下「事務局」という。）が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）からの委託により行う補助金の交付事業に関して、実施要領第4 4. 及び独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書（平成16年7月1日規程16第1号）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象とする者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- 一 新たに起業・創業を行う者又は第二創業を行う者であること。
- 二 中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受入れているものではないものであること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 三 日本国内に居住する個人又は本社を置く法人（第4条第1項第四号の表イに該当する事業の場合、会社、企業組合、協業組合又は特定非営利活動法人を指し、同表ロに該当する事業の場合、会社又は特定非営利活動法人を指す。）であり、かつ、日本国内で事業を興す者であること。

四 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。

五 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められるものであること。

2 前項第一号でいう「新たに起業・創業を行う者」とは、平成24年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業の第1回募集開始日（以下「第1回募集開始日」という。）の翌日である平成25年3月23日から、補助金の補助対象事業の実施期間終了日までに、第4項に規定する中小企業者の他、企業組合、協業組合又は第5項に規定する特定非営利活動法人の開業又は設立を行う者をいう。

3 第1項第一号でいう「第二創業を行う者」とは、次項に規定する中小企業者又は第5項に規定する特定非営利活動法人に該当する者であって、第1回募集開始日の6か月前の日である平成24年9月23日から、第9条第1項に基づく提出を行った日の翌日以降6か月以内かつ補助対象事業の実施期間終了日までの間に事業承継を行った又は行うことを予定している場合をいう。

4 第1項でいう「中小企業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号に掲げる業種及び第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業 種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
イ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ロ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
ハ	旅館業	5,000万円	200人

5 第1項から第3項でいう特定非営利活動法人とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者

であって、次の各号のいずれかを満たすものをいう。

一 中小企業者と連携して事業を行うもの

二 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（ただし、社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。）

6 第1項第二号でいう大企業には、次に掲げる者を含まないものとする。

一 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

（補助対象事業）

第4条 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のすべてに該当するものとする。

一 既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む）により新たなビジネスモデルを構築する事業であること。

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）たる金融機関又は金融機関と連携した認定経営革新等支援機関により事業計画の策定から実行までの支援を受ける事業であること。

三 金融機関からの資金調達が十分見込める事業であること。

四 次の表に掲げる類型のいずれかに概ね合致するものであること。

	類型	内容
イ	創業	地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの。
ロ	第二創業	既に事業を営んでいる中小企業者又は特定非営利活動法人において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合に業態転換や新事業・新分野に進出するもの。

（補助対象比率及び補助対象限度額）

第5条 補助金の補助対象比率及び補助対象限度額は、補助事業を行うために必要な経費として事務局が必要かつ適切と認めた経費の3分の2以内であって、100万円以上200万円以内の額とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で別表1に定める経費とする。

- 2 補助の対象となる経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

（補助事業の実施期間）

第7条 事業実施期間は、事務局が第11条の規定に基づく交付決定を行った日から平成27年8月末日までの日とする。

（補助対象者の募集）

第8条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、広く周知し、補助対象者の募集を行うこととする。

- 2 事務局は、前項の募集に合わせて、適時説明会を開催するものとする。

（補助金の申請等）

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める事業計画書等（以下「計画書」という。）を前条第1項の募集を行っている期間に事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の計画書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 事務局は、申請者から計画書の提出があったときは、当該計画書を別に定める審査手順書に基づき審査を行うこととする。
- 4 事務局は、前項の審査結果について、次項の機構への協議の結果を踏まえ、事業の採択を行い、採択の場合は、補助事業採択通知書（様式第1-1）により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書（様式第1-2）により、当該申請者に対して通知するものとする。
- 5 事務局は、前項の事業の採択に当たっては、事前に機構に協議しなければならない。

（補助金交付申請書の提出）

第10条 前条第4項の規定により、採択通知を受けた申請者は、事務局が定める期日までに補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第2）を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の期日までに、申請者が事務局に交付申請書を提出しない場合は、交付申請を放棄したものとみなす。

- 3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第11条 事務局は、前条の規定に基づく交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第3）により当該申請者に通知する。

- 2 事務局は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え又は条件を付して、前項の通知を行うものとする。

(辞退)

第12条 第9条第4項の規定に基づく採択通知を受けた申請者が採択通知について、または前条第1項の規定に基づく交付決定通知書を受領した申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付について辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届（様式第14-1または14-2）を事務局に提出しなければならない。

(補助事業計画の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに変更申請（様式第4）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

- 3 補助事業者は、中小企業者等を開業若しくは設立した場合又は代表者若しくは認定経営革新等支援機関等に変更が生じた場合、登録変更届（様式第4）を事務局に速やかに提出しなければならない。

(事業の廃止承認)

第14条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに事業の廃止承認申請書（様式第5）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第11条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金

融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第19条の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- 三 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

（事業遅延等の報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が平成27年8月末までに完了することができないと見込まれるときは、当初の事業完了予定日の1ヶ月前までに事業遅延報告書（様式第6）を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第17条 補助事業者は、事務局が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に遂行状況報告書（様式第7）を事務局に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告日までに補助事業を完了又は廃止したときを除く。

（事業の完了報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日以内に、事業完了報告書（様式第8）を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の事業完了報告書を作成するにあたり、補助金に係る支出項目のうち、消費税等仕入控除税額を、あらかじめ減額しなければならない。ただし、事業完了報告書提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（額の確定）

第19条 事務局は、前条の規定に基づく事業完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の検査及び必要に応じて現地調査等（以下「検査等」という。）を行うこととする。

2 事務局は、前項の検査等により、第11条の交付決定の内容（第13条第1項に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件等に基づく補助対象経費の中から補助金の交付をする経費を確定し、補助金の額を確定するものとする。

3 事務局は、前項の補助金の交付をする経費及び補助金の額を確定した場合には、その旨を補助金確定通知書（様式第9）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定に基づく補助金確定通知書を受領した後、事務局に対し補助金交付請求書（様式第10）により請求しなければならない。

2 事務局は、前項による請求に基づき補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに事務局へ報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第22条 事務局は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第9条第4項の規定に基づく事業の採択及び第11条の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 本規程に規定する措置に違反した場合
- 二 虚偽申請等不正事由が発覚した場合
- 三 交付決定の内容もしくは目的に反して補助金を使用した場合
- 四 正当な理由無く第18条に規定する事業完了報告の提出を怠った場合
- 五 事務局の承認を受けず当該補助事業を廃止した場合
- 六 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合
- 七 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合

2 前項第一号から第三号の規定は、第19条の補助金額の確定後においても適用されるものとする。

（補助金の返還）

第23条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく取り消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額を事務局が指定する期限までに、事務局が指定する方法で返還しなければならない。

(加算金)

第24条 補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

(延滞金)

第25条 補助事業者は、第21条第2項及び第23条の規定による返還の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金(加算金がある場合には加算金を含む。)を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等を補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書(様式第12)により、事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第8・別紙6)を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第18条に定める事業完了報告書に取得財産等明細書(様式第8・別紙6)を添付しなければならない。

4 取得財産等のうち、事務局が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の財産とする。

5 第1項による取得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

6 事務局は、第1項の規定により承認をした補助事業者に、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(立入検査)

第27条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は事務局の指定する者により補助事業者の事業所

等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助事業の経理)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する事務局の会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(事業化等の報告)

第29条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する事業化等状況報告書(様式第13)を、事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

(収益納付)

第30条 事務局は、前条第1項の規定により提出された報告書により、当該補助事業の実施結果の事業化又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与等により補助事業者に一定以上の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(個人情報の保護)

第31条 事務局は、申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(その他)

第32条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

本規程は、平成24年度補正予算の繰り越し額を基にして、平成26年2月25日以降の採択者にも適用される。

(別表1)

補助対象経費

起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、人件費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、上記に掲げるもののほか中小企業庁長官がこれらに準ずるものとして特に必要と認める経費